

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
日本電気株式会社 東海支社	東京都	平成29年3月16日から平成29年6月15日(3か月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項、第5条第1項第3号及び別表第2第4号(独占禁止法違反行為)	当該業者は、中部電力が発注する、ハイブリット光通信装置及び伝送路用装置の製造販売において、平成29年2月15日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者(日本電気(株))並びに排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反事業者(富士通(株))となった。 このため、公社の契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。
富士通株式会社 東海支社	東京都	平成29年3月16日から平成29年5月15日(2か月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第4号(独占禁止法違反行為)	

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第2 第4号

指名停止要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
4 愛知県、岐阜県及び三重県の区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 第5条第1項 第3号

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)
三 別表第2第4号から第6号まで又は第11号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前第2号に掲げる場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期の2倍(第11号に該当する有資格業者にあつては2.5倍)の期間